

議案第七十八号

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立障害保健福祉センター条例の一部を改正する条例

第一条 港区立障害保健福祉センター条例（平成九年港区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。

第七条第三項及び第十条中「第十六条第一項第二号」を「第十五条の四」に改める。

第二条 港区立障害保健福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「相談」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十六項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）において行う相談支援（以下「相談支援」という。）等」に改め、同条第二号中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障自法」という。）第五条

第十四項」を「法第五条第十三項」に改め、同条第四号中「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「知障法」という。）第五条第三項に規定する知的障害者更生施設支援」を「法第五条第七項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）」に改め、同条第五号中「知障法第五条第四項に規定する知的障害者授産施設支援」を「法第五条第十五項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 機能訓練に関すること。

第四条第一号を次のように改める。

一 地域活動支援センター

第四条第四号及び第五号を次のように改める。

四 生活介護に必要な施設

五 就労継続支援に必要な施設

第四条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 機能訓練に必要な施設

第五条第一項中「から第八号まで」を「、第八号及び第九号」に改め、同条第二項中「第三条第八号」を「第三条第九号」に改める。

第六条第一項中「第七号」を「第八号」に、「第四条第八号」を「第四条第九号」に改め、同条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。

第七条第一項中「第七号」を「第八号」に改め、同条第二項中「障自法」を「法」に改め、同条第三項中「知障法」を「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）」に改め、同条第四項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

第八条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第一項中「第四条第二号」を「第四条第一号、第二号」に、「を除く」を「（同条第一号については、相談支援のうち法第五条第十七項に規定する計画相談支援及び地域相談支援（以下「計画相談支援等」という。）並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第六項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）に係る施設に限る。）を除く。次項、第九条及び第十三条から第十五条までにおいて同じ」に改める。

第八条の二中「第三条第二号」を「第三条第一号、第二号」に改め、「事業」の下に「（同条第一号については、相談支援のうち計画相談支援等及び障害児相談支援に係るものに限る。）」を加える。

第九条中「（第四条第二号、第四号及び第五号に規定する施設を除く。）」を削る。

第十条各号列記以外の部分中「第九号」を「第十号」に、「知障法」を「知的障害者福祉法」に改め、同条第一号中「第三条第二号」の下に「、第四号及び第五号」を加え、「障自

法第二十九条第三項」を「法第二十九条第三項第一号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十一条中「前条第三号」を「前条第二号」に改める。

付 則

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の港区立障害保健福祉センター条例第十条の規定は、平成二十四年四月一日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説明)

障害保健福祉センターで実施する事業の一部を障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に基づく障害福祉サービス事業及び地域活動支援センター事業に移行すること等に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。